

# 宿泊約款

## 〈適用範囲〉

### 第 1 条

1. auberge 碧 (以下当施設) が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 〈宿泊契約の申し込み〉

### 第 2 条

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- ・ 宿泊者名
- ・ 宿泊日及び到着予定時刻
- ・ 宿泊料金
- ・ その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 〈宿泊契約の成立等〉

### 第 3 条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間 (3 日を超えるときは 3 日間) の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 〈申込金の支払いを要しないこととする特約〉

### 第4条

前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 〈宿泊契約締結の拒否〉

### 第5条

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ・ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ・ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
5. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

## 〈宿泊客の契約解除権〉

### 第6条

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、当施設の定める違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することがあります。

### 〈当施設の契約解除権〉

#### 第7条

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

2. 宿泊客が次のいずれかに該当すると認められるとき。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ・法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- ・宿泊客が伝染病者であると、明らかに認められるとき。

3. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

4. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

5. 宿泊客が泥酔等で放歌高吟、客室への立入り等、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたときや、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

6. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### 〈宿泊の登録〉

#### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の受付端末ににおいて、次の事項を登録していただきます。

- ・宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- ・外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ・出発日及び出発予定時刻
- ・その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

### 〈客室の使用時間〉

#### 第9条

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当施設既定の追加料金を申し受けます。

### 〈利用規則の遵守〉

#### 第10条

宿泊客は、当施設内において、この約款に従って当施設ウェブサイトや施設内に掲示・展示あるいは備え付けした利用規則等に従っていただきます。

### 〈営業時間〉

#### 第11条

当施設の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。  
なお、営業時間は事前の予告なしに変更する場合がございます。

### 〈料金の支払い〉

#### 第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、当施設の規定によります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お申し込み時オンライン決済（クレジットカード）、電子請求書による事前決済（クレジットカード決済または銀行振込）で当施設の指定期日までにお支払いいただきます。追加料金が発生した場合、現地にてオンライン決済（クレジットカード、QR）にてお支払いいただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

当施設は、宿泊客が携帯された物品を紛失された場合、当施設に故意または重大な過失がない限り責任を負いません。

### 〈宿泊客の手荷物または携行品の保管〉

#### 第13条

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合においては、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その

後最寄りの警察署に届け出るか処分します。飲食物や使い捨ての道具につきましては当日処分するものとします。

#### 〈駐車場の責任〉

##### 第 14 条

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### 〈宿泊者の責任〉

##### 第 15 条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

#### 〈客室清掃とペット同伴について〉

##### 第 16 条

当施設のペット同伴は、ご遠慮願います。

当施設は、ご滞在中の客室清掃並びにシーツ交換は行いません。3泊以上の連泊をされる場合は、3泊目に施設点検と客室清掃並びにシーツ交換を行います

#### 〈当施設の責任〉

##### 第 17 条

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

#### 〈契約した施設の提供ができないときの取扱い〉

##### 第 18 条

1. 当施設は、宿泊客に契約した施設を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### < 迷惑行為の防止を図るための措置 >

第 19 条 宿泊者が順守すべき事項について、周辺住民より苦情を受け、緊急の必要があれば速やかに駆けつけ、宿泊者に対し直接注意する等の対応を取ることがあります。

1. 宿泊者が大声又は騒音を発すること及び周辺住民に迷惑をかける行為の防止に関すること

宿泊者は、宿泊施設内外において、大きな声や物音などの騒音をたてないこと、並びに早朝、夜間は旅行鞆を引く音などにも気を付けること

2. 適正な廃棄物の処理に関すること

宿泊者は、ごみは必ず宿泊施設内の決められた場所に、決められた分別方法に従って捨てること、並びに施設の外でたばこの吸い殻やごみなどを捨てないこと

3. 上記のほか、施設もしくはその周辺において、他人に迷惑をかける行為又は迷惑をかける恐れがある行為は行わないようにすること

当施設では、宿泊約款第 10 条に基づき、当施設の品位を保ち、また、お客様が当施設にご滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただく事を目的とした「利用規約」を定めておりますので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第 7 条により、当施設のご利用をお断り申し上げる事や、第 15 条により、損害賠償をご請求させていただく事があります。

また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当施設では責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願いします。

#### 特定商取引法に基づく表記（ご宿泊予約）

販売事業者名：auberge 碧

住所：〒656-2401 兵庫県淡路市岩屋 3 6 0 7-6

TEL:0799-72-4700

09:00-17:00 / 月、火曜定休

代表者又は責任者：高橋 正吾

支払方法：現地決済によるウェブ予約の場合は、チェックイン、またはチェックアウト時にご精算ください。クレジットカード決済や PayPay 決済による事前精算の場合は、ウェブ予約時に決済となります。

キャンセル方法：各宿泊プラン毎に異なります。詳細は各宿泊プラン詳細ページをご確認ください。

キャンセル料：各宿泊プラン毎に異なります。詳細は各宿泊プラン詳細ページをご確認ください。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。

#### お問い合わせ

〒656-2401

兵庫県淡路市岩屋 3 6 0 7-6

TEL:0799-72-4700

09:00-17:00 / 月、火曜定休